

武蔵野市空手道連盟規約（案）

昭和33年制定 平成23年改定 平成26年改定 平成27年改定

第1章 総則

第1条(名称)

本連盟は武蔵野市空手道連盟と称し、武空連と略称する。

第2条(本部)

本連盟は原則として本部を武蔵野市内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条(目的)

本連盟は武蔵野市内における空手道競技団体として、市民の健全なる精神の涵養と技術の向上を目的とし、併せて関係者相互の親睦を図る。

第4条(事業)

本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 武蔵野市体育協会への加盟ならびに東京都空手道連盟への加盟。
2. 空手道競技会の開催ならびに市民大会等の武蔵野市体育協会が計画する事業への協力。
3. 近隣市区町村の空手道大会への参加と支援。
4. 審判員、指導員等の講習会、段級位審査会の開催。
6. 空手道に関する調査、研究並びに印刷物の発行。
9. その他本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第3章 構成、加盟及び脱退

第5条(構成)

本連盟は市内に所在する本連盟登録会員10人以上の空手道団体を中心に構成する。

2. 本連盟登録会員10名に満たない小規模団体あるいは個人であっても、理事会の議を経て加盟を認める場合がある。
3. 本連盟の幹部役員が指導する他の市区町村等に所在する空手道団体であっても、本連盟登録会員10名以上であれば、理事会の議を経て加盟を認める場合がある。

第6条(加盟)

本連盟に加盟しようとする団体は別に定める規定に従い、所定の加盟申請書および本連盟に登録しようとする会員名簿を会長宛に提出すること。

2. 前項の申込があったときは別に定める規定への適合を審査し、理事会の議を経て加盟を認める。

第7条(脱退)

加盟団体が、本連盟を脱退しようとするときは、その理由をそえて会長に申し出なければならない。無断で脱退した場合は除名とし、再度加盟が申請されても3年間は本連盟への復帰を認めない。

第8条(処分)

所属員で本連盟の名誉を傷つけ、本連盟の目的に反する行為があったときは理事会の議を経て除名その他の処分をすることができる。ただし釈明の機会を与える。

2. 加盟団体の所属員が、本連盟の事業を妨害した場合は、理事会の議を経て、当該所属員の除名のほか、加盟団体の除名、加盟資格の凍結その他の処分をすることができる。
3. 加盟団体または登録会員が別に定める規定による会費を滞納し、義務に違反したときも理事会の議を経て除名する。

第9条(資格の喪失)

前条の規定によるほか、加盟団体に次の1、2に該当する事由が発生したときは本連盟を脱退したものとみなす。

1. 第5条に定める加盟団体としての資格条件に欠けたとき。
2. 解散したとき。

第10条(権利の喪失)

前3条の規定により脱退した団体は本連盟の財産に対する一切の権利を失う。

第4章 役員、理事

第11条(役員の種別)

本連盟に次の役員を置く。

理事(会長1名 理事長1名 ならびに理事および運営委員若干名)

第12条(会長)

会長は部外から招聘する場合は、理事会で推戴し、部内から選ぶ場合は理事会で互選する。会長は本連盟の業務を掌理し、本連盟を代表する。

第13条(理事長)

理事長は会長が委嘱する。

2. 理事長は会長を補佐し、理事会の議決にもとづき業務を掌理し会長に事故あるとき、またはは欠けたときはその職務を代行する。

第14条(理事、運営委員)

理事または運営委員は理事会の議を経て次の基準で会長が委嘱する。

- ①本連盟の実際の運営に当たる複数の団体から理事若干名。
- ②本連盟の加盟団体から理事会の議を経て理事あるいは運営委員若干名。
2. 理事は理事会を組織して本連盟の業務を議決して執行する。運営委員は理事会から委託された業務を執行するとともに、総会へ参加し、審議、議決する。

第15条(任期)

本連盟の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員による役員の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでなおその職務を行う。
4. 役員は本連盟の役員にふさわしくない行為のあった場合はその任期中といえども理事会の議決により解任することができる。

第16条(報酬)

役員は有給とすることができる。

第17条(相談役、顧問、参与)

会長は理事会の承認をえて顧問、相談役および参与若干名を委嘱することができる。相談役は功績のあった理事の中から理事会の議を経て選任する。

2. 顧問、参与は、理事会および総会に参加し、意見を述べることができる。
3. 相談役は、理事会および総会に参加し、意見を述べることができ、議決権を行使することが出来る。

第18条(事務局)

本連盟の事務を処理するため事務局をおく。事務局には事務局長其の他、必要な職員を置く場合がある。事務局長は理事の中から選任する。

第5章 会議

第19条(理事会)

理事会は必要に応じて会長が召集する。そして会議の議長は会長とする。

第20条(議決)

理事会は理事の過半数、総会は理事、運営委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状を提出したものは出席者とみなす。

2. 理事会および総会の議決は、議決権を有する者の過半数をもって議決し可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 専門部会

第21条(専門部会)

本連盟の事業を遂行するために必要あるときは理事会の議を経て専門部会を設置することができる。

2. 専門部会の名称、目的及び定数は理事会が定める。

第22条(部員の委嘱)

専門部会の部長及び部局は理事会の議を経て会長が委嘱する。

2. 専門部会に関する諸事項は理事会の議を経て定める。

第7章 会計

第23条(収入)

本連盟の収入は次の項目とする。

- ①加盟金
- ②会費
- ③交付金
- ④協賛金、寄付金、その他

2. 会計に定める規定は、安定を得るまでの期間は、別に定める

第24条(会費の納入)

個人又は加盟団体は毎年度理事会において定める会費を納入しなければならない。

2. 本連盟は理事会の議を経て加盟金を賦課することができる。

第25条(会計年度)

本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 雑則

第26条(規約の改正)

この規約の改正は理事会の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第27条(解散)

この連盟は理事会の3分の2以上の多数による議決により解散する。

2. 解散の場合の残余財産の処分等については理事会で定める。

第28条(事務所)

本連盟の事務所は原則として武蔵野市内におく。

附則

この規約は昭和33年4月1日から施行する。

この規約は平成23年4月1日から施行する。(第14条、第18条、第28条改定)

この規定は平成26年11月1日から施行する。(市協会の指導もあり大幅改定)

この規定は平成27年9月1日から施行する。(条文の改定ではなく抜本改定を行った)